

進計画の案の作成についての提案をすることができる。

前項の市町村は、同項の提案を踏まえた特定間伐等促進計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

市町村は、特定間伐等促進計画を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第四項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

市町村は、特定間伐等促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該特定間伐等促進計画の写しを送付しなければならない。

第六条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハ）の施設の設置を含む。以下二つの条、次条第一項及び第十八条第一項において同じ。）の実施に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

国は、前項の市町村に対し、同項の規定により提出された特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内では、交付金を交付することができる。

前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は、当該規定にかかるず、行わないものとする。（地方債の特例等）

第七条 地方公共団体が、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施し、又は当該特定間伐等で総務省令で定める者が実施するものに関する助成を行おうとする場合において、当該実施又は助成に要する経費のうち総務省令で定めるものであつて地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条各号に規定する経費に該当しな

いものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

地方公共団体が特定間伐等促進計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。（伐採の届出の特例）

第八条 特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。（特定増殖事業計画の認定）

第九条 基本方針（特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に限る。以下この項及び第三項第一号において同じ。）に定められた第四条第二項第七号に掲げる事項に基づいて特定増殖事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定増殖事業に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

二 特定増殖事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定増殖事業の目標

二 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法、特定母樹を植栽する土地の所在地及び面積並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理に関する事項

三 地域森林計画の対象となつている民有林（森林法第五条第一項に規定する民有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区城内の森林を除く。以下同じ。）において特定母樹を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合においては、伐採する森林の所在場所、伐採面積、伐採齡その他農林水産省令で定める事項は、農林水産省令で定める。

四 特定母樹から採取する種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）に関する事項

五 特定増殖事業の実施時期

六 特定増殖事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有し、かつ、林業種苗法第十条第三項第一号又は第二号のいずれにも該当しないこと。

四 特定都道府県知事は、第二項第三号に掲げる事項を含む特定増殖事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に掲げる事項について、当該特定増殖事業計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聽かなければならぬ。（特定増殖事業計画の変更等）

五 特定都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。（特定増殖事業計画の変更等）

六 特定都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、当該認定に係る特定増殖事業計画を変更しようとするときは、特定都道府県知事の認定を受けなければならない。（特定都道府県知事は、認定特定増殖事業者者が当該認定に係る特定増殖事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後も。以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従つて特定増殖事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。）

七 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定増殖事業者に対しても、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

八 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

九 第二項から第六号までに掲げる事項が許す限り、特別の配慮をするものとする。（伐採の届出の特例）

十 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

十一 基本方針に照らし適切なものであること。当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであることを。

十一 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

十二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が許す限り、特別の配慮をするものとする。（伐採の届出の特例）

十三 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有し、かつ、林業種苗法第十条第三項第一号又は第二号のいずれにも該当しないこと。

十四 特定都道府県知事は、第二項第三号に掲げる事項を含む特定増殖事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第二号及び第三号に掲げる事項について、当該特定増殖事業計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聽かなければならぬ。（特定増殖事業計画の変更等）

十五 特定都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。（特定増殖事業計画の変更等）

十六 特定都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定増殖事業者」という。）は、当該認定に係る特定増殖事業計画を変更しようとするときは、特定都道府県知事の認定を受けなければならない。（特定都道府県知事は、認定特定増殖事業者者が当該認定に係る特定増殖事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後も。以下「認定特定増殖事業計画」という。）に従つて特定増殖事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。）

十七 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定増殖事業者に対しても、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

十八 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

十九 第二項から第六号までに掲げる事項が許す限り、特別の配慮をするものとする。（伐採の届出の特例）

二十 特定都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二十一 基本方針に照らし適切なものであること。当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであることを。

含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

**附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四
四号)**

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則 (令和三年三月三一日法律第一五
号抄)**

(施行期日)
1 この法律は、令和三年四月一日から施行する。